



2026年8月26日

各 位

会 社 名 株式会社イーディーピー

代 表 者 名 代表取締役社長 藤森 直治

(コード番号：7794、東証グロース市場)

問 合 せ 先 代表取締役副社長 兼 総務部長 高岸 秀滋

(TEL 06-6170-3871)

## 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、2026年8月26日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下、「本新株式発行」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 発行の概要

|                  |                          |
|------------------|--------------------------|
| (1) 払込期日         | 2026年10月1日               |
| (2) 発行する株式の種類及び数 | 当社普通株式 3,100株            |
| (3) 発行価額         | 1株につき1,006円              |
| (4) 発行総額         | 3,118,600円               |
| (5) 割当予定先        | 当社の執行役員及び従業員 計18名 3,100株 |

#### 2. 発行の目的及び理由

当社は、2026年7月24日開催の当社取締役会において、当社の執行役員及び従業員に、2026年5月27日に公表した「中期経営計画2028」の達成及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の条件を満たす当社の執行役員及び従業員に対し、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。

本日、当社取締役会において、2026年10月1日から2028年9月30日までの期間を対象とした譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の執行役員及び従業員 計18名（以下、「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計3,118,600円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式3,100株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等別途定める基準に基づき決定しております。また、本新株式発行による希薄化の規模は、2026年7月31日現在の発行済株式総数17,548,600株に対し0.02%（小数点以下第3位を四捨五入。）と軽微であるため、本制度の目的に照らして合理的であると考えております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

#### 3. 割当契約の概要

##### (1) 譲渡制限期間

2026年10月1日～2028年9月30日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものといたします（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該地位を喪失した時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、2026年10月から当該地位を喪失した日を含む月までの月数を24で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該地位を喪失した直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

(4) 株式の管理に関する定め

割当対象者は、S M B C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年8月25日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,006円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上